

あなたが出願しようとしているその意匠、もう公開していませんか？

たとえあなたが創作した意匠であっても、出願前に公開された意匠は原則として**意匠登録が認められません！**（※1）



「公開」とは、製品の販売開始、新製品発表、カタログ配布、展示会出品、各種メディアの報道による意匠の公開などのほか、**インターネット**による公開も含まれます！（※2）

出願前に意匠を公開してしまった場合には、出願と同時に**「新規性喪失の例外規定」**の適用を受ける手続きが必要です！（※3）（※4）

- ※1 意匠法第3条第1項各号規定の意匠登録の要件（新規性）を満たさないとして、拒絶理由・無効理由を含むことになります。
- ※2 不特定の者に秘密でないものとして開示された意匠は、「公然知られた意匠」に該当します。
- ※3 意匠法第4条第2項では、意匠登録を受ける権利を有する者（創作者）の行為に起因して、公開されてしまった意匠についての例外を定めています。この例外規定の適用を受けずに出願された意匠は、拒絶・無効理由を含んでしまいます。
- ※4 新規性喪失の例外規定の適用が認められるのは、意匠の公開から1年以内に出願した場合に限られます。また、意匠を複数回公開した場合には、原則としてすべての公開事実に対し例外適用を受ける必要があり、かつ、相互に類似する複数の意匠を公開した場合、原則としてすべての公開意匠に対し例外適用を受ける必要があります。

出願前にもう一度、公開されていないか確認しましょう

自社のウェブサイト、販売サイト、ブログ、SNS、動画チャンネルなどで 何度も公開していませんか？

- ✓ 正式な新製品の発表だけでなく、ブログでの試作品の公開や社長個人のSNSの投稿により、新規性を喪失している場合があります。複数回意匠を公開した場合には、原則としてすべての公開事実に対し例外適用を受ける必要があります。

SNS（TwitterTM、InstagramTM、FacebookTM、TikTokTM、みんなカラムTM etc.）で 公開した場合、それぞれのプラットフォームでの公開事実について、例外適用を受ける必要が あります。

- ✓ Twitterでの公開は例外適用を受けたのに、Instagramは忘れていた、そんな事例が多く見られます。

審査官はインターネットの調査も行っています。

審査で例外適用の手続をしていない公開意匠を発見した場合、拒絶理由を通知します。

- ✓ 新規性喪失の例外規定はあくまで「例外」です。出願時に手続をしていない出願は、拒絶・無効理由を含むことになります。



新規性喪失の例外規定の適用手続に関してはこちら

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html>

意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集（令和3年10月）

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf>

意匠審査基準 第III部 第3章 新規性喪失の例外

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-03.pdf

願書を提出する前に、もう一度、自己の意匠を公開してしまっていないか確認しましょう！



©いらすとや

(参考) 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の例

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

①ウェブサイトの掲載日 20XX年〇月〇日

②ウェブサイトのアドレス

<http://www.ishou-design.co.jp>

<http://www.ishou-design.co.jp/news/20XXautumn.html>

③公開者 〇〇株式会社

④公開された意匠の内容

〇〇株式会社が、上記アドレスのウェブサイトにて、意匠一郎が創作した皿および置物の意匠を公開した。
(公開した意匠の内容は別紙のとおり。)

※ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を証明書の別紙として添付してください。なお、意匠が掲載されているページの印刷物には、できるだけ意匠が当該ウェブサイトに掲載された日付が記載されていることが望まれます。

<http://www.ishou-design.co.jp>

別紙

〇〇株式会社 ウェブサイト
(トップページ)

<http://www.ishou-design.co.jp/news/20XXautumn.html>

別紙

〇〇株式会社 ウェブサイト
20XX年秋ニュースリリース

・20XX年秋の新製品のご紹介をします。20XX年〇月〇日



手続の詳細は、一つ前のスライドの各ページをご覧ください。